

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2948号及び第2949号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2948号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第2949号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当ではなく、「一般下水道占用許可事務取扱要綱」、「平成31年度磯子土木管内道路工事の予定・継続箇所図」及び「磯子区の都市計画道路の優先整備路線（平成28年3月）」を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきであると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「一般下水道占用許可書（平成27年度横浜市磯土指令第20160107号、平成27年度横浜市磯土指令第20160124号、平成27年度横浜市磯土指令第20160126号、平成27年度横浜市磯土指令第20160159号、平成27年度横浜市磯土指令第20160162号、平成27年度横浜市磯土指令第20160176号 計6件）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2948号】

- (2) 「県道横浜伊勢原線杉田特定丁目先特定地番1から特定地番2に係る隣接水路敷に係る一般下水道占用許可に関する事」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2949号】

2 諮問までの経過等

答申 番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2948	令和2年1月17日	令和2年2月3日	令和2年2月12日	令和2年3月13日	個人	市長
2949	令和2年1月17日	令和2年2月3日	令和2年2月12日	令和2年3月13日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
2948	「一般下水道占用許可書（平成27年度横浜市磯土指令第20160107号、平成27年度横浜市磯土指令第20160124号、平成27年度横浜市磯土指令第20160126号、平成27年度横浜市磯土指令第20160159号、平成27年度横浜市磯土指令第20160162号、平成27年度横浜市磯土指令第20160176号 計6件）」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当 ・ 個人の住所、氏名及び占用場所 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）	開示範囲を拡大すべき
2949	「県道横浜伊勢原線杉田特定丁目先特定地番1から特定地番2に係る隣接水路敷に係る一般下水道占用許可に関する事」（以下「本件審査請求文書」という。）	非開示 不存在 （作成しておらず、保有していないため）	「一般下水道占用許可事務取扱要綱」、「平成31年度磯子区土木管路工事の予定・継続箇所図」及び「磯子区計画の道路優先整備路線（平成28年3月）」を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべき

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2948	《一般下水道の占用許可に係る事務について》 一般下水道の施設に工作物その他の物件を設け、又はその他の方法でその施設を占用しようとする者は、横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号。以下「下水道条例」という。）第37条で準用する下水道条例第24条の規定による市長の許可（以下「占用許可」という。）を受けなければならない。 一般下水道の占用許可に係る業務については、下水道条例及び横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号）及び一般下水道占用許可事務取扱要綱（平成26年3月28日制定。以下「要綱」という。）で定めるところにより行う。要綱第7条第1項では、占用許可は、原則として一般下水道の維持管理及び治水上又は利水上の支障のない範囲で、必要最小限で、公序良俗に反しないものとし、同項各号の条件に適合する場合に限るものとされている。許可の方法について定めるものはないが、占用許可をしたときは、一般下水道占用許可書を本件審査請求文書に記載されている各一般下水道占用許可の申請者（以下「申請者」という。）に交付する。 占用許可に関する事務は、横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）第23号の規定により各土木事務所長に委任されており、横浜市磯子区の区域に係る一般下水道の占用許可に関する事務は、磯子土木事務所で取り扱っている。 《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、横浜市磯子区杉田特定丁目特定地番Aから特定地番Bまでに係る一般下水道施設について、磯子土木事務所が交付した一般下水道占用許可申請書6通である。本件審査請求文書には、指令番号及び日付のほか、申請者の住所及び氏名並びに占用場所、占用目的、占用料等が記載されている。なお、占用目的は、いずれの一般下水道占用許可申請書も「仮店舗」である。 本件開示請求に係る開示請求書は、開示を求める行政文書について、その内容を記載するものではなく審査請求人の疑問を質問形式で記載しているため、対象行政文書の特定につき、実施機関に困難が伴ったものと考えられる。それでも実施機関は、占用場所、占用目的、占用期間等が記載され、一般下水道占用許可申請を必要とすることがわかる本件審査請求文書を対象行政文書として特定することで、できるだけ審査請求人の請求の趣旨に沿うようにしたことが認められる。このような対象文書の特定については、審査会としても是認できるものである。 本件審査請求においては、審査請求人は、実施機関が非開示とした個人の氏名、住所及び占用場所の開示を求めているため、当審査会ではこれらの非開示事由該当性について判断する。 《個人の氏名、住所及び占用場所の条例第7条第2項第2号及び第3号該当性について》 ア 条例第7条第2項第2号について 条例第7条第2項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は開示しないことができることを規定している。 そして、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の活動に関する情報をいう。 イ 個人の氏名及び占用場所の非開示事由該当性について (7) 条例第7条第2項第2号該当性 本件における一般下水道占用許可申請の占用目的は仮店舗であり、特定の目的をもって反復的、継続的に事業を営むことが予定されている。 また、実施機関のヒアリングによれば、一般下水道占用許可申請書の添付書類として案内図、平面図、断面図、物件の詳細図、官民境界図、求積図、同意書（隣接等利害関係のある場合）等の提出が求められるというのであるから、占用申請及び占用許可については、占用場所を特定してなされ、その特定の占用場所において事業が営まれることが予定される。 そして、申請者が、占用目的を、特定の目的をもって反復的、継続的に事業を営むことが予定される仮店舗として申請するのであるから、申請者により、上記特定の占用場所におい

答申 番号	判断の要旨
2948	て事業が営まれることが予定されると解するのが相当である。 さらに、申請者により、上記特定の占用場所において事業が営まれることが予定される以上、申請者の個人の氏名について、当該事業と直接関係のない個人の純然たる私事に関する情報であると解することはできない。 したがって、申請者の個人の氏名及び占用場所は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、条例第7条第2項第2号に該当しない。 (イ) 条例第7条第2項第3号該当性 個人の氏名及び占用場所が、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する場合、条例第7条第2項第3号該当性により、開示非開示の判断がなされるので、同号該当性につき検討する。 a 条例第7条第2項第3号ア該当性 個人の氏名及び占用場所は、それ自体、事業を営む個人の氏名、一般下水道占用許可された場所についての情報にすぎず、営業上のノウハウ、事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれる情報を含むものではない。 したがって、開示により、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではなく、条例第7条第2項第3号アに該当しない。 b 条例第7条第2項第3号イ、同号ただし書該当性 個人の氏名及び占用場所は、条例第7条第2項第3号イに該当する情報を含むものではなく、条例第7条第2項第3号イに該当しない。 また、個人の氏名及び占用場所は、条例第7条第2項第3号ただし書に該当する情報を含むものではなく、条例第7条第2項第3号ただし書に該当しない。 以上により、個人の氏名及び占用場所は、条例第7条第2項第3号に該当しない。 ウ 個人の住所の非開示事由該当性について (ア) 条例第7条第2項第2号本文該当性 個人の住所は、占用場所とは別に占有者の住所を示すもので、当該個人の生活の拠点であって、家庭や私生活に関する情報であるから、氏名等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報である。一般下水道占用許可申請書に記載されているという理由のみで、特定の目的をもって反復的、継続的に営む個人の活動に関する情報とはいえない。 したがって、個人の住所は、条例第7条第2項第2号本文に該当する。 (イ) 条例第7条第2項第2号アからウまで該当性 本件において、個人の住所は、条例第7条第2項第2号アからウまでのいずれにも該当しない。
2949	《一般下水道の占用許可に係る事務について》 一般下水道の施設に工作物その他の物件を設け、又はその他の方法でその施設を占用しようとする者は、横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号。以下「下水道条例」という。）第37条で準用する下水道条例第24条の規定による市長の許可（以下「占用許可」という。）を受けなければならない。 一般下水道の占用許可に係る業務については、下水道条例及び横浜市下水道条例施行規則（昭和48年6月横浜市規則第103号。以下「下水道規則」という。）並びに一般下水道占用許可事務取扱要綱（平成26年3月28日制定。以下「要綱」という。）で定めるところにより行う。要綱第7条第1項では、占用許可は、原則として一般下水道の維持管理及び治水上又は利水上の支障のない範囲で、必要最小限で、公序良俗に反しないものとし、同項各号の条件に適合する場合に限るものとされている。許可の方法について定めるものはないが、占用許可をしたときは、一般下水道占用許可書を申請者に交付する。 占用許可に関する事務は、横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）第23号の規定により各土木事務所長に委任されており、横浜市磯子区の区域に係る一般下水道の占用許可に関する事務は、磯子土木事務所で行っている。 なお、下水道条例第35条には、一般下水道に係る占用許可に条件を付すことができることが規

答申 番号	判断の要旨
2949	定されているが、当該占用許可に係る占用者を明示しなければならないことを規定した条文はない。 《道路計画に係る事務について》 横浜市の道路計画に関する事務は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第9条の2計画調整部の項企画課の部第1号から第3号まで及び第12号の規定により、道路局計画調整部企画課が分掌している。また、横浜市の道路整備の基本計画等は、横浜市ホームページに掲載されている。 《本件審査請求文書、非開示処分について》 ア 開示請求書別記③について (ア) 開示請求書別記③の対象文書について a 開示請求書別記③には、「③占用を廃止し原状回復した箇所を新たに新規占用申請することは可能か？当然、行政財産として必要な場所なので認めないと思うがそれも申請を提出しないと判断しないのか。この道路は幅員も狭く道路として活用すべきと考えるがどうなのか付近の更地部分がセットバックしているが将来の道路計画は？」と記載されている。 b これについて実施機関は、開示請求書別記③の対象行政文書として、「占用を廃止し原状回復した箇所について、占用の可否を回答する行政文書」（以下「文書1」という。）及び「開示請求時における県道横浜伊勢原線杉田特定丁目先特定地番1から特定地番2までの隣接水路敷に係る道路計画を示す行政文書」（以下「文書2」という。）を請求していると解している。 しかし、文書1については、「それも申請を提出しないと判断しないのか。」との文言からすれば、審査請求人は、文書1とは別に一般下水道占用許可申請があった場合に占用許可の可否の判断が分かる行政文書も開示請求しているものと解される。 この点について、実施機関は、占用の可否に関する回答は、その都度、下水道条例、下水道規則及び要綱に定めるところにより判断しているとのことであったため、当審査会において要綱の内容を確認したところ、要綱には、占用許可申請があった場合の許可の方針、許可の対象、許可の基準等が定められていた。 このような実施機関の説明からすれば、要綱は、占用許可申請があった場合に占用許可の可否の判断が分かる行政文書であるということが出来るから、対象行政文書として特定すべきである。 次に、文書2については、「将来の道路計画は？」との記載からすれば、審査請求人は将来の道路計画の有無を問うていると考えられることから、対象行政文書は、将来の道路計画の有無が分かる行政文書であると解される。 この点について、実施機関に確認したところ、実施機関では、区ごとの道路地図であって、道路計画があったり、道路整備、道路修繕等が予定されている道路を記載した行政文書を毎年度作成しているとのことであった。そして、「この道路」が存在する地図が載っている当該行政文書としては、開示請求の時点で、「平成31年度磯子土木管内道路工事の予定・継続箇所図」（以下「道路工事予定図」という。）及び「令和元年度横浜市道路局所管磯子区道路整備予定箇所図」（以下「道路整備予定箇所図」という。）が存在した。 また、これらのほかに、実施機関では、区ごとの道路地図であって、事業中の都市計画道路や目標時期等を記載した行政文書を作成しており、「この道路」が存在する地図が載っている当該行政文書としては、「磯子区の都市計画道路の優先整備路線（平成28年3月）」（以下「優先整備路線図」という。）が存在したとのことであった。 このような実施機関の説明からすれば、道路工事予定図及び道路整備予定箇所図並びに優先整備路線図は、該当の道路に道路計画、道路整備、道路修繕、都市計画道路の整備、道路工事等の予定が記載されているかが確認でき、将来の道路計画の有無が分かる文書である。 しかし、道路整備予定箇所図は年度ごとに更新され、保存期間は1年であるため、開示請求日時点に存在していたものは既に廃棄したとのことであった。このような実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、現時点で当該文書が存在すると認めることはできない。 よって、開示請求書別記③については、要綱、道路工事予定図及び優先整備路線図も対象文書として特定すべきである。

答申 番号	判断の要旨
2949	(イ) 開示請求書別記③についての非開示処分 上記のとおり、開示請求書別記③については、さらに対象行政文書として特定すべき文書が存在することから、当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないことを理由とする非開示処分は妥当ではない。 イ 開示請求書別記④について 開示請求書別記④は、「④他の法規例えば道路法だと占有者を標識板で明示している場合があるが下水道条例ではどうなのか。」と記載されている。 実施機関の説明によると、実施機関は、開示請求書別記④の対象行政文書として、「下水道条例における占有者を明示する規定を示す行政文書」（以下「文書３」という。）を請求していると解している。 しかし、開示請求書別記④の「下水道条例ではどうなのか。」との記載からすれば、審査請求人は、下水道条例を開示請求していると解される。 そして、下水道条例は、「横浜市例規集」に収録され、横浜国立図書館や市民情報センターに配架されていることから、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年２月横浜市条例第１号。以下「情報公開条例」という。）の適用外の文書であることが認められる（情報公開条例第17条第３項）。 したがって、下水道条例は、情報公開条例第17条第３項により非開示とされるべき文書であるから、開示請求書別記④についての原処分は、結論において妥当である。 ウ 開示請求書別記⑤について (ア) 開示請求書別記⑤の対象文書について a 開示請求書別記⑤は、「⑤全体として何故許可に係わる部分が個人情報になるのか？建築確認だと「不法」の場合でも公開しているのでは？他の法規との比較を教えてください。」と記載されている。 b 実施機関の説明によると、実施機関は、開示請求書別記⑤の対象文書として、「許可に係る部分が個人情報になるのかについて、下水道条例と他の法規を比較する行政文書」（以下「文書４」という。）を請求していると解している。 そして、開示請求書別記⑤の記載からすれば、審査請求人は、許可に係る部分が個人情報になるのかについて、下水道条例と他の法規を比較する行政文書、すなわち文書４の開示を請求しているものと解される。 実施機関の対象文書の特定は、開示請求書別記⑤の文言に沿うものであり、是認できる。 (イ) 開示請求書別記⑤についての非開示処分 上記のとおり、開示請求書別記⑤の対象文書は、文書４と解される。 そして、下水道条例と他の法規とでは、通常は立法趣旨、条文の規定、適用される制度、場面等は異なっているが、実施機関がその比較をした文書の作成をする必要はなく、下水道条例と他の法規を比較する行政文書は作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は不自然、不合理とはいえない。 したがって、実施機関において、下水道条例と他の法規との比較をした文書は存在すると認めることはできない。 よって、開示請求書別記⑤についての非開示処分は、妥当である。 《付言》 本件開示請求は、審査請求人の開示請求書の別記③から⑤までが質問形式で記載されているため、対象行政文書の特定につき実施機関に困難が伴ったことは十分理解できるものの、対象行政文書の特定に漏れが生じ、さらにその一部において既に廃棄されている事態となっていることは決して適当とは言えない。開示請求者は行政機関がどのような行政文書を保有しているかを詳細に把握することが困難であることを踏まえ、開示請求対象行政文書の特定は、より慎重に行うことが必要である。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（第4号から第6号まで省略）

（開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881